

第53回 議会改革推進特別委員会記録

令和7年9月8日（月）

開議 10時 51分

閉議 12時 52分

第4委員会室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長

沖田委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員

【議長団・委員外議員】 笹田議長

【事務局】 下間局長、濱見書記、小寺書記

議題

1 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

(1) 「検証手法のたたき台」に対する会派の意見について

2 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

(1) 今後の検討について

3 特別委員会の中間報告について

(1) 報告内容について

4 その他

(1) 申し送り事項について

○次回開催 9 月 24 日（水） 午前 9 時 00 分 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 51 分 開議]

○牛尾委員長

ただいまから第 53 回議会改革推進特別委員会を開会する。本日は委員全員が出席である。

1 市への要望・提言などに対する対応状況の検証について

(1) 「検証手法のたたき台」に対する会派の意見について

○牛尾委員長

前回、検証手法のたたき台を各会派へ持ち帰り検討し、意見を提出してもらい、一覧にした資料を用意した。今回の対応について、各会派から説明をお願いします。

山水海はたたき台のとおりで了承、創風会は特になしとのことである。それでは、超党みらい、お願いします。

○小川委員

会派の中で議論したが、趣旨についてはおおむね理解できる。しかし、開始時期について「速やかに開始する」という表現は、少し踏み込み過ぎで、問題があるのではないかという意見があった。やはり次期議会の自主性や主体性を尊重するという意味で、もう少し柔軟性を保障したほうが良いのではないかというのが会派の総意である。もし表現をするとすれば、「速やか」の部分で「適切に対応する」といった形にすべきではないかという結論になった。

○牛尾委員長

続いて、公明クラブ、お願いします。

○佐々木委員

「1. 提案条例などの検証手法について」について、たたき台のとおり、所管委員会が所管事務調査として実施し、原則として執行部による執行が前提となる条例を対象とし、議会内部の条例は対象外とする。開始時期は、一般選挙後の任期開始後に全議員で協議・決定の上、速やかに開始する。検証方法は、執行部から情報収集して条例などの実施状況を検証し、委員会で協議することとする。

○牛尾委員長

各会派から意見が出たが、各委員から「速やかに」を「適切に」という表現について提案があった。できればまとめたいので、この「速やか」という言葉を「適切に」という言葉に置き換えることで、各委員の意見がまとまりそうだが、いかがか。

○布施委員

議会としてやる必要があるということで議会改革推進特別委員会から申し送りをするわけである。公明クラブの意見に「任期開始後に全議員で協議・決定の上」という前提の部分があるので、それを鑑みると、やはり「適切に」という言葉が合うのではないかと思う。

○西田副委員長

私も趣旨は理解しており、「適切に」という方向でまとめるのであれば異論はない。

○村武委員

「適切に」ということで良い。

○牛尾委員長

そうすると、各委員の意見をまとめると、「一般選挙後の任期開始後に全議員で協議・決定の上、適切に開始する」となるが、そのような認識で良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、今の方向で文言を整理して、次回、提案したいと思う。

それでは、2 番目の「議会または委員会による政策提言などの検証手法について」である。超党みらい、お願いします。

○小川委員

超党みらいは、やはり委員会主義を基本に据えて考えていくべきではないかと考え、たたき台についてはおおむねこの方向で良いと思うが、あくまでたたき台と捉えている。主体性を持つのは各常任委員会ではないかという意見である。そういう意味では、ここに出されているたたき台について、議会改革推進特別委員会としてそこまですでに固めることには少し抵抗感があるという意見があり、このような表現にしている。

○牛尾委員長

それでは、公明クラブ、お願いします。

○佐々木委員

公明クラブは、「2 年前にさかのぼり、それ以降の提言について検証の必要があるかどうかをまずは委員会で協議する。必要があれば執行部に回答を求める。（改選後になる）」としている。「今後の提言については、作ったときに検証する時期を委員会で申し送る。執行部から状況を求める。」としている。メンバーが変わると意識も変わるため、提言を作った時に検証の是非を判断すれば良いと考える。

○牛尾委員長

会派の意見がそれぞれあり、委員会として主体性を持って行うという意見があるが、一方で、常任委員会によって対応に違いが出ることが好ましくないため、ある程度の共通ルールが必要ではないかという意見もあるかと思う。いかがか。

○布施委員

この「議会または委員会による政策提言などの検証手法について」だが、今定例会議で取り組んでいる事務事業評価などは、この政策提言につながる部分があるかと思う。そういった部分との関連性を全く考えずにこの政策提言を決めていくのか、その辺の全議員の共通認識はできているのかという疑問がある。議会改革推進特別委員会の委員は経緯をよく分かっているが、その点をもう少し盛り込むべきではないかという思いが会派内の話であった。

○小川委員

会派の中で一つの意見としてまとめる作業は大変難しい部分がある。例えば、「おおむね過去2年程度を目安」という部分についても、それで良いか悪いかの結論を出すのはなかなか難しいと思う。だから、次の議会で、2年程度という目安も含めてこれを一つのたたき台として、それぞれの常任委員会の中で議論してもらい、その上で調整し、例えば2年程度で良いのではないかという合意ができれば、その時点で決定していけば良いのではないか、というニュアンスで議論をしてきた。

○牛尾委員長

ここで暫時休憩する。

[11 時 07 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

○牛尾委員長

委員会を再開する。

2番目の「議会または委員会による政策提言などの検証手法について」については、様々な意見をもらった。緩やかなルールづくりが必要である、という方向で、次回に文言を示すので、よろしくお願いします。

それでは、続いて、3番目、「議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について」である。これについても、各委員から意見をもらっている。山水海、説明をお願いします。

○村武委員

山水海は、基本条例にも書かれているので、これを検証することは当然と捉えると、あえて記載する必要もないかとも考えたが、現在、実際に行われていないこともあると思うので、この検証の対象としておいた方が、実際に検証を行うことにつながるのではないかと考え、検証対象とするとした。

○小川委員

超党みらいでは、一律の検証対象とはしない、の部分には賛成する意見が多かったが、それでも年に1回程度は議長から市長に進捗状況の報告を求めるべきではないかという意見もあった。

○佐々木委員

公明クラブは、基本条例で「市長などに対し、その趣旨を実現するように求めるとともに、事後の報告、対応などを議会に報告するように求めるものとする」とあり、検証対象とする必要はないと考える。

○牛尾委員長

碧い海は、検証対象とはしないということをお願いします。

各委員の意見にそれほど差はないので、一律の検証対象とはしない、という方向で良いかと思う。事務局に確認だが、一律の対象とはしないとしても、必要と認めれば検証するという余地は残るという理解で良いか。

○濱見書記

私の認識では、前回の会議では、議会基本条例に書いてあるので、改めてこのたたき台でルールづくりをする必要がないという結論に至ったと認識している。しかし、議長から、議会基本条例に書いてあるけれどもできていないから、このたたき台を作るのではないかと助言があったと思う。一律の対象とはしない、というのは、全てを対象としないということだと認識している。

○布施委員

議会基本条例 10 条にあるが、できていないということで、議会改革推進特別委員会としては、請願、陳情については検証を実施していくべきだとして、申し送ったほうが良いと感じた。

○佐々木委員

検証手法をまとめたものは、議会運営委員会に送ってルールを周知し、どこかにうたい込むのか。

○下間局長

議会改革推進特別委員会としてこの検証手法についての素案がまとまったからといって、すぐに次の議会で進めていくわけではない。今回も、「速やかに」を「適切に」であったり、もう少し緩やかな表現にしたりなどの意見が出ている。なので、あくまでたたき台という形で申し送って、改選後にこのルールで進めていくのか、もう一度協議が必要と考える。議会改革推進特別委員会として議長に提出し、例えば最終日の全員協議会などで報告するという流れになる。ただ、これが完成形ではなく、改選後の委員会、それが特別委員会になるか議会運営委員会になるかは分からないが、そこで再度中身を詰めて完全なものにしていくという流れであると考えている。

○佐々木委員

では、改選後に協議して完成したら、どこにうたい込むのか。

○下間局長

きちんとしたものにするのであれば、議会基本条例に加えることになる。ただし、条例にうたえば実行が必須となり、また、条例改正も必要となるため、手法のまま運用していく方法もある。例えば事務事業評価は、現在議会基本条例にはうたっておらず、見直しが可能な運用として行っている。条例と手法に運用のどちらの方法でも可能だが、それも改選後に議論してもらえればと思う。

○佐々木委員

本来は、議会基本条例第 10 条にあるのに、さらにこの手法についてうたいこむというのは理解できない。

○下間局長

条例を守るために深掘りした手法をまとめている段階である。

○佐々木委員

そうすると、議会基本条例の他の条文でも、守られていないものの手法を作成しなければならないということを懸念する。

○小寺書記

議会基本条例でできていないものは、改選後に条例を見直しすることになっている。

○牛尾委員長

今、事務局から説明があったように議会基本条例の改選後の見直しの中で、この問題も併せて議論してもらうことになるのだろうと思う。我々としては、第 10 条が遵守されていない現状の中で、どうすればそれが可能になるかという方法論のたたき台を作り、次に申し送るという役割だと考えている。

○小川委員

議会基本条例第 10 条の解釈について、議会内で共通認識が本当にできているのか疑問である。「措置することが適当と認めるときは」とあるが、適当と認められなければ、その後の報告要求まで行う必要はないとも読める。議会として、第 10 条が遵守できていないと断定することには違和感がある。この条文の解釈についても、どこかで合意形成を図るべきではないか。

○西田副委員長

「措置することが適当と認めるとき」の部分は、判断が分かれるところだと思う。私は、執行部の報告を求めているものは、常任委員会として措置することが適当とは認めないと判断したとして、条例は守っていると思いたい。

○牛尾委員長

条例の解釈をこの場で議論する時間はないと思うので、別の機会に議論してもらえればと思う。

○小川委員

議会改革推進特別委員会としてはどっちなのか、議会基本条例を守られているのか守られていないのか、合意形成を図ってから議論を進めるべきではないかと気になった。

○西田副委員長

過去にはできていなかったという反省点は十分にあると思う。やはり、この議会基本条例をしっかりと各議員が再確認し、頭にたたき込む必要があると思う。

○牛尾委員長

我々議員は、個々の温度差があるにしても、一定の努力をしながら議会基本条例にのっとなって活動をしてきたのは間違いないと思う。今の意見も含めて、もう一度、正副委員長で、もう少し緩やかな文言でまとめられるようであれば、次回示したいと思う。この件はその程度としたい。

続いて、4 番、委員会代表質問の検証手法について、各会派から意見をもらっている。

山水海から注目すべき意見をもらっているなので、説明をお願いする。

○村武委員

基本的には検証対象としないということで了承するが、委員会代表質問のあり方

について検討する必要があるのではないかという意見が会派内から出た。ただ、そのあり方の検討をこの検証手法の議論の中ですべきかは別問題かと思うが、別の機会にでも検討してもらいたいと考える。

○牛尾委員長

委員会代表質問は導入してまだ日が浅いが、現行のあり方について検討する必要があるという意見は貴重な意見である。しかし、この特別委員会で決めて議長に答申し、全議員の了解を得て導入した経緯があるので、今ここでそのあり方について議論することはなかなか難しいと感じる。

○村武委員

福祉環境委員会と産業建設委員会で代表質問があったかと思うが、本当にその委員会の中で、代表質問として取り上げるにふさわしい議論がなされたのか、その趣旨に沿っていなかったのではないかと、という意見が会派内にあった。

○布施委員

私は当時、福祉環境委員会と産業建設委員会にいた。福祉環境委員会の場合は、委員会です承の上、深掘りする部分は各委員が一般質問で行うという前提で代表質問を行った。会派代表質問には2番手以降の質問が1番手と重複するなどいくつか課題があり、委員会代表質問に移行した。その後、委員会の合意形成のもと実施できていたと感じるが、そうではないという意見か。

○村武委員

私は、福祉環境委員会で代表質問を行ったことがあるが、その時は、政策提言につなげるところまで想定した質問を委員会内で検討して臨んだ。しかし、ほかの委員会では果たしてそこまで考えられているだろうかと感じることがあった。そういう意味であり方を問うと書かせていただいたが、議会改革推進特別委員会で議論することではないと思う。

○牛尾委員長

私がいる産業建設委員会も同様に、十分な議論を経て、委員会として全会一致で代表質問を行っている。ほかの委員会がどうであったかと、とやかく言われる筋合いはないと思っている。それぞれの委員会は合意形成を図って実施しており、少し勉強不足な意見ではないかと感じる。

○村武委員

先ほど述べたのは私の意見ではなく、会派の中で出た意見として捉えてもらえたらと思う。おそらく、その委員会の中にいた委員がそのように感じたのではないかとと思う。

○沖田委員

同じ会派として少し補足するが、ほかの委員会がどうこうと言いたいわけではない。委員会代表質問が、提言などとは全く別の、個人の感覚でパフォーマンス的に行われることがないように、委員会代表質問とはこういうものだということを、もう一度各委員に理解してもらいたいという意図で、このような意見を出した。

○牛尾委員長

全国的にも委員会代表質問を実施している議会はまだ少なく、そのあり方が確立しているわけではない。歴史が浅いので、これから積み重ねていく中で、より良いものができていくのだろうと思う。特に再質問は個人の意見に偏るきらいがあるが、続けていくことで進化していくのだろうと、希望的観測を持っている。

○布施委員

まさしくそのとおりだと思う。委員会代表質問を行うことで、政策提言につなげていくことが大事だと考えている。委員会としてのパフォーマンスは、市民がY o u T u b eなどで見ている中で、市民の負託を受けた議員が本会議場で何を提言し、チェックしているかを示す上で必要だと思う。それが政策提言につながれば最高ではないか。

○田畑委員

委員会代表質問を続けていくことが政策提言につながると思う。今後、改選期には3分の1の議員が入れ替わる可能性もあるので、継続していくことが重要である。

○牛尾委員長

それでは、方向性としては「一律の検証対象とはしない」ということで、おおむね良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのようにまとめる。

続いて、5番、その他について、超党みらいの意見の説明をお願いします。

○小川委員

自由に記入してほしいとのことだったので、会派の意見をまとめた。

まず、様々な作業が増え、議員の負担が以前に比べて増大していることは事実だろうというのが率直な実感としてある。

また、議会改革についても、先進事例の模倣や話題性の追求に重きが置かれているように受け止められることがあり、議会改革の本質的な議論や合意形成が不十分のまま結論を急いでいるような感覚を持つ者もいるという意見があった。

そういう意味で、これまで議会として導入してきた取組についても、議会基本条例の原点から振り返って検証することも必要ではないかということである。

また、気になっているのは、議会改革推進特別委員会や議会広報広聴委員会から各常任委員会に対し、指示や要請をするという、上意下達のような形がこの4年間で結構あり、それはあまりなじまないのではないかという意見もあった。今後の申し送りなどに際しては、そうした点への配慮も必要ではないかということが会派内で話し合われた内容である。

○牛尾委員長

議会改革を進めることは、議員に今まで以上の負荷がかかることは間違いない。ただ、議員である以上、一定レベル以上の議会活動が求められているのだろうと思う。こういう問題は、どうあるべきかを全議員で自由討議などをしっかり行い、意見を闘

わせることも必要かもしれない。議会改革度ランキングで全国2位になったことも、各委員の負荷に関わっているのは間違いないが、その結果をどう捉えるかということにもなるかと思う。

ただ、意見は貴重な意見として、今後の進め方について、正副委員長で少し留意事項としてまとめられるか検討させてもらえればと思う。

○布施委員

自由な意見とあるので会派で出たことを書いている。口には出さないが心の中で負担と思っている人もいる。進化も大事だが、現実の負担も考慮して、前に進むばかりではなく、改革してきたことが本当に実行できているかという確認をしないまま次に進むのは違うのではないかという意見である。

○牛尾委員長

議会改革推進特別委員会は検討事項をその都度会派に持ち帰っていただき、確認をしながら進めてきているので、そのような意見はつらい。ただ、率直な意見が出たことで、検討時間が足りていなかったと思った。

○佐々木委員

「指示、要請する上意下達はなじまない」という点だが、例えば議会広報広聴委員会が記事の調整をお願いすることなどが該当するのか。

○小川委員

そういうことだと思う。あたかも、議会広報広聴委員会などほかの委員会から指示を受けることは、なじまないと感じるという意見である。

○佐々木委員

捉え方の問題だと思う。良い広報紙にしようと考えてのと、やらされていると考えるのでは、負担感が違ってくる。

○小川委員

委員会間の関係も含めて、負担を感じている委員がいるという意見である。

○佐々木委員

理解した。今後はより丁寧な手続を心掛けたいと思う。

○牛尾委員長

広報紙は、議会全体の話であり、より良い広報紙のため意識を持ってほしい。

それでは、ここで進行を副委員長と交代し、暫時休憩とする。

[12 時 03 分 休憩]

[12 時 14 分 再開]

○西田副委員長

委員会を再開する。

2 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

(1) 今後の検討について

○西田副委員長

先般の東広島市の行政視察の報告書について、何か付け加えたい意見などはないか。

○布施委員

先日の全員協議会で、委員長が東広島市の取組への考察を報告されたが、うちの会派でも理想的であると評価されていた。今すぐできるかは別として、目指す方向性としては必要であると感じた。

○西田副委員長

では、このとおりでまとめたい。

次に、この特別委員会の任期が10月で終わるが、この委員会をどのような形で終わるかについて、意見があれば願います。これまでは任期満了とともに自然消滅という形が多かった。

○田畑委員

自然消滅とは、現在検討途中のテーマについては、検討を終えるという意味か。

○西田副委員長

今までやってきたことについては、次の委員会に申し送りたいと考えている。その後、改選後の新しい体制で、議長の思いもあろうし、どういう形で発足するかは、そちらに委ねたいと思う。

○小寺書記

補足すると、特別委員会は任期を終えるまでに解散する方法と、任期満了とともに自然消滅する方法がある。解散する場合は、例えば9月定例会最終日をもって解散することを議会に諮り、議決されればその時点で活動が終了となる。自然消滅の場合は、任期満了まで委員会は存続し、任期とともに終了する。いずれの場合も、次の任期で新たに特別委員会を設置するかどうかは改めて検討することになる。

○布施委員

申し送り事項がある以上、課題は残っている。次の任期で特別委員会が設置されるかは分からないが、引き継いでもらう可能性は十分ある。この委員会の中で検討すべきテーマはまだ残っているので、解散ではなく、任期いっぱいまで活動を継続する自然消滅のほうが良いのではないかと思います。

○西田副委員長

それでは、本委員会は任期いっぱいまで存続し、自然消滅という形で良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのように決定する。

3 特別委員会の中間報告について

(1) 報告内容について

○西田副委員長

資料3は、委員長案として示している。これまでの活動のまとめであり、特段の変更はない。この案で進めたいと思うが、良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、中間報告についてはそのようにする。

4 その他

(1) 申し送り事項について

○西田副委員長

資料4の議会改革に関する検討項目についてだが、これは前回確認したものである。これを申し送りたいと思うが、意見があればお願いします。

先日の全国市議会議長会の視察で、地方議会議員のなり手不足に対応する貴重な意見を聞いた。報告書をまとめるので、参考にしてもらえればと思う。

○佐々木委員

確認だが、この資料は、これまでの検討結果の一覧で、終了したものと継続中のものがあるが、申し送り事項案は、次の委員会で示されるということで良いか。

○濱見書記

今日が最後の委員会なのか次回があるのかによって変わってくる。今日、議題1の検討が進んだので、次の委員会が開かれる場合はそれを加えた申し送り事項案を次回示す。今日が最後となる場合は、今決めることになる。

○西田副委員長

それでは、申し送り事項については、本日もらった意見も踏まえ、次回の委員会で最終的に決定するというので良いか。今日の流れからすると、もう一度委員会を開き、最終的な結果をまとめ、次期につなげたいと思う。

次回の委員会の日程だが、各委員の都合はいかがか。

ここで暫時休憩する。

[12 時 36 分 休憩]

[12 時 51 分 再開]

○西田副委員長

委員会を再開する。

次回の委員会は、9月24日水曜日、午前9時からとする。それまでに検討項目などについて意見があったら、知らせてもらいたいと思う。良いか。

(「はい」という声あり)

その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で議会改革推進特別委員会を終了する。

〔 12 時 52 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会委員長 牛 尾 昭